

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
入札説明書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a			
1	入札説明書	3	第2	7	(1)				設計業務及び建設業務に係る対価	「設計業務及び建設業務に係る対価」とは「設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価」と理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。表現を「設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価」に修正します。
2	入札説明書	10	第3	4	(1)	エ	(I)		入札説明書等に関する質問(第1回)への回答の公表	第1回質問回答の中で、入札説明書等の一部を修正する旨、ご提示いただいておりますが、修正された資料はいつ公表される予定でしょうか。	今回の回答を反映させ、公表します。
3	入札説明書	16	第4	2					債務負担行為	債務負担行為を設定されたとありますが、豊橋市議会において設定された日付をご教示願います。	平成21年9月30日議決です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)			
1	要求水準書	9	第1	2	(9)					管理運営に係る業務の分担	市民文化会館等において、豊橋文化振興財団が指定管理者と認定されていますが、今回整備される施設の指定管理者も財団が予定されていることから、財団が受託している委託契約細目等がありましたら、維持管理業務の参考として資料を提示して頂けないでしょうか。	豊橋市民文化会館等の指定管理者の募集要項は文化課にて閲覧可能です。
2	要求水準書	9	第1	2	(9)					管理運営に係る業務の分担	前回質問回答(No.4)で、共通の指定管理業務範囲は無い旨ございましたが、本件における、現時点で想定されている指定管理者の業務範囲をご教示いただけませんかでしょうか。	本件における指定管理者の業務範囲については、入札説明書P3「第14(6)市等の業務範囲 イ 運営業務」をご覧ください。
3	要求水準書	15	第2	1	(2)	イ				本施設敷地の造成・整地等に関する設計	第1回質問回答No.9において「全量敷地内処理が可能であると想定」とありますが、ユニバーサルデザインに配慮した造成レベルとするため、止むを得ず残土の一部を場外に排出するプランをご提案することは可能でしょうか。この場合、要求水準の未達成にはならないと考えてよろしいでしょうか。	原則として敷地内処理としてください。ただし、やむを得ない場合は場外搬出可能としますが、残土の搬出に伴う現場管理及びコスト縮減に努めてください。
4	要求水準書	15	第2	1	(2)	イ				本施設の造成・整地等に関する設計	第1回の質疑回答では、建設時の残土について「全量敷地内処理が可能であると想定している」とあります。適正な造成・整地レベルとするためにも一部場外処理を認めて頂けないでしょうか。	質問No.3の回答をご覧ください。
5	要求水準書	15	第2	1	(2)	イ				本施設の造成・敷地等に関する設計	第1回質疑回答No.9において、建設時残土が全量敷地内処理が可能と想定、とありますが、根拠等がありましたら提示願います。	根拠はありません。
6	要求水準書	15	第2	1	(1)	オ				地中障害物	地中埋設物の調査を行います。既存建物等(土地区画整理前の既存建物の図面を含む)の参考資料を貸与頂けますか。	都心活性課において現況平面図(従前)の閲覧は可能です。
7	要求水準書	18	第2	1	(3)	イ				各種申請・協議等	第1回質疑回答No.11において、事業者側にて建築確認申請を提出することですが、設計・建設期間が短期間の設定であり、貴市等の関係者との適切な協議を実施するための設計期間や安全な建物を整備するための建設期間を確保するため、確認申請を、貴市ではなく、民間検査機関への提出審査とさせて頂き、確認申請の期間を短縮する提案は可能でしょうか。	確認申請を民間検査機関へ提出することは可能です。ただし、検査機関との事前協議、確認申請の提出に先立ち、民間検査機関についての情報(名称、組織概要等)を市に報告してください。
8	要求水準書	18	第2	1	(3)	ウ				鉄道事業者等との近接協議	第1回質問回答No.13について、「基本的な敷地条件や、施設計画のうち要求水準から必然的な部分に関し、鉄道事業者から要請を受けるものは「事業者の業務とします」とのご回答がありましたが、市の事由でも事業者の事由でもない鉄道事業者からの要請も想定されます。従って、事業者のリスクは事業者の事由によるものみに限定していただけませんかでしょうか。	第1回質問回答No.13の回答のとおりとします。市は事業者に対して、設計変更の無いように鉄道事業者等との近接協議を行うことを求めます。
9	要求水準書	22	第2	3	(2)	ア				ゾーニング計画	第1回質問回答No.21で「二次整備施設との本施設接続部分の形態、構造についての提案は、評価対象にはならない」との回答をいただきましたので、当該接続部分は、落札者決定基準別表1の1-2(3)その他エリア「■二次整備ゾーン①利用者に魅力的なデザイン・緑化計画、適正な規模の設定(公開空地、人工地盤)」の対象にはならないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)			
10	要求水準書	27	第2	5	(2)					二次整備ゾーン	本事業にて公開空地に事業者が整備した構築物は、将来、市が公開空地を改変する場合、改変工事の一環として市の費用にて撤去されるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	要求水準書	30	第2	6	(1)	ア	(7)			舞台設備	「舞台設備の設計・施工・保守については、国内において自ら設計・製作・据付け・試験を行った実績を有し」とありますが、個別の担当企業が、各々、自担当業務についてのみ当該実績を有していればよいという理解でよろしいでしょうか。	舞台設備については、舞台機構、舞台音響及び舞台照明の各分野に分類されますが、個別の担当企業が、当該分野の設計・施工・保守の実績を有していれば結構です。なお、各分野ごとの保守は、当該分野の設計・施工を行う企業が担当することを基本としますが、保守の一部について、保守の実績のみ有する企業が実施することは可能です。
12	要求水準書	43	第2	6	(5)	ア	(4)			排水設備	第1回質問回答No. 47において、流出規定については特に定めはないとのことでしたが、市街地には通常抑制基準があると考えられますがいかがでしょうか。	本事業用地が含まれる松山排水区の流出係数は「0.7」です。前回の質問回答を修正します。
13	要求水準書	46	第3	2	(1)	ア				作業時間	作業時間等、近隣協定で既に条件等を提示されている内容がございますか。例えば、現在施行中の土地区画整理事業の際、近隣からの提示された条件等がございましたら、ご教示ください。	協定は締結しておらず、今後の調整となります。土地区画整理事業者は、関連法規を遵守し、工程表を作成するなかで地元と調整しています。
14	要求水準書	46	第3	2	(1)	ア				作業条件	近接に豊橋鉄道がありますが、工事施工にあたって、既に、市に対して、条件等を提示されている内容がありましたら、ご教示ください。	現段階ではありません。
15	要求水準書	50	第3	4	(4)					登記	「所有権移転に伴う表示登記を行うこと」とあるのは、事業者にて表示登記を行うことが目的であり、事業者に不動産取得税や登録免許税は課税されないことを確認させていただきたい。	事業者にて表示登記を行うことが目的です。なお、税の取り扱いについては、事業者の責任において関係当局に直接お問い合わせください。
16	要求水準書	52	第4	1						維持管理業務総括責任者及び業務責任者	維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めとありますが、要求水準書(P51)の「ア建物保守管理業務」から「サその他」までの11の区分ごとに各業務責任者を置くということではないとの理解で宜しいでしょうか。	総合的に状況を把握し実際に調整を行う業務責任者を11区分ごとにそれぞれ定めてください。ただし、業務責任者が複数の区分を兼務することは可能とします。
17	要求水準書	52	第4	1						維持管理業務総括責任者及び業務責任者	維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を定めとありますが、要求水準書(P51)の「ア建物保守管理業務」から「サその他」までの複数の業務のうち、いくつかを取り纏めて調整管理を行った方が合理的かつ効率的であると考えられるため、いくつかを取り纏めて業務責任者を配置することで宜しいでしょうか。また、業務責任者の兼務は可能との理解で宜しいでしょうか。	質問No. 16の回答をご覧ください。
18	要求水準書	53	第4	1	(10)	イ				緊急時の対応	遅くとも2時間以内の対応を可能とすること。とありますが1次対応(現地確認・応急措置等)との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a			
19	要求水準書	54	第4	1	(10)	キ			維持管理業務に関する費用の負担	「維持管理業務遂行に必要な消耗品、衛生消耗品、資機材等は、特段の記載がない限り全て事業者の負担とする」とありますので、トイレトペーパー・石けん等の、主に施設利用者が使用する消耗品は、維持管理業務の遂行に必要な消耗品、衛生消耗品には含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	トイレトペーパー・せっけん等の主に施設利用者が使用する消耗品も維持管理業務の遂行に必要な消耗品、衛生消耗品に含まれます。
20	要求水準書	56	第4	3	(3)	イ	(ウ)		運転・監視	絶えず電源負荷状態並びに機械装置の可動状態の監視を行い・・・とありますが、24時間監視が必要でしょうか。	その理解で結構ですが、必ずしも24時間監視が必要では無いと事業者において判断されるものについては、安全性が担保されていれば、その限りではありません。
21	要求水準書	56	第4	3	(3)	イ	(ケ)		運転・監視	当該エレベーターは、午前5時に運転、翌午前1:30に停止に捕らわれず、24時間運行でも構わないでしょうか。	24時間運行とする提案も可能ですが、原則として市が負担する電気料の増とならないよう考慮するとともに、安全性、防犯性を担保できる体制としてください。
22	要求水準書	56	第4	3	(3)	オ	(イ)		劣化等への対応	市及び指定管理者へ報告し適切な方法(保守・修繕・更新)にて・・・とありますが、空調設備において【熱源機器本体(冷凍機)の取替え等】が発生した場合は、大規模修繕と考えてよろしいでしょうか？	適切に保守が行われたうえで、経年劣化により機械設備本体の更新が必要となった場合は大規模修繕として結構です。
23	要求水準書	56	第4	3	(3)	オ	(イ)		劣化等への対応	市及び指定管理者へ報告し適切な方法(保守・修繕・更新)にて・・・とありますが、空調設備において【空冷パッケージ室外機の取替え】が発生した場合は、大規模修繕と考えてよろしいでしょうか？	質問No. 22の回答をご覧ください。
24	要求水準書	56	第4	3	(3)	オ	(イ)		劣化等への対応	市及び指定管理者へ報告し適切な方法(保守・修繕・更新)にて・・・とありますが、空調設備において【給排気ファン本体の取替え】が発生した場合は、大規模修繕と考えてよろしいでしょうか？	質問No. 22の回答をご覧ください。
25	要求水準書	56	第4	3	(3)	オ	(イ)		劣化等への対応	市及び指定管理者へ報告し適切な方法(保守・修繕・更新)にて・・・とありますが、衛生設備において【給水ポンプの取替え】が発生した場合は、大規模修繕と考えてよろしいでしょうか？	質問No. 22の回答をご覧ください。
26	要求水準書	56	第4	3	(3)	オ	(イ)		劣化等への対応	市及び指定管理者へ報告し適切な方法(保守・修繕・更新)にて・・・とありますが、設計要求にある空調自動制御設備については、時代の進歩等によりメーカーが製造を中止する場合があります。その場合制御設備すべての更新は、大規模修繕との認識でよろしいでしょうか？	長期運用を見据えた設備機器をご提案いただくことが前提となります。 経年劣化による本体部分の更新は大規模修繕にあたりませんが、劣化した部位、部材を取り替える必要がある場合は、更新として事業者の負担となります。またメーカーが製造を中止し、部位、部材の在庫がないために、全面的に更新をせざるを得ない場合も、原則として事業者の負担となります。設計にあたっては更新性やメンテナンスの容易性にも十分配慮してください。
27	要求水準書	57	第4	4	(3)	イ	(7)		日常点検	ホール内の基本照明及び舞台照明のランプ交換作業は、市または指定管理者の業務範囲でしょうか。	交換備品等の整備や定期的な備品の状態確認及び交換業務は事業者の業務となります。
28	要求水準書	57	第4	4	(3)	イ	(7)		日常点検	前回質問回答(No. 56)で、「各設備や備品の故障等による不具合や十分な予防保全が行われていないことに起因する不具合は事業者負担」とありますが、当該負担は、事業者の責が明確な場合のみという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責が明確でない場合については、市と事業者で協議を行い、状況に応じて適切な負担者を決定します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)			
29	要求水準書	57	第4	4	(1)					業務の目的	楽器備品で、ドラムセットのドラムヘッド等、日々の貸出業務に支障を来たすが、特別な技量を必要としない軽微なパーツ交換作業は指定管理者の業務として考えて宜しいでしょうか。	質問No. 27の回答をご覧ください。
30	要求水準書	58	第4	5	(3)	イ				要求水準	要求水準において、点検・劣化・破損の対応の記載はありますが、【盗難・紛失】についての取り扱いが不明確と思われます。盗難・紛失が定期管理時に確認された場合は、市または指定管理者の費用負担との認識でよろしいでしょうか？ (例 ハンガーや折りたたみ椅子等は、紛失または盗難の可能性がありません。)	その理解で結構です。
31	要求水準書	58	第4	5	(3)					要求水準	スポットライトの電球については、その使用頻度により修繕・更新の想定が異なります。スポットライトの利用想定をご教示ください。	スポットライトの使用頻度については数値的な想定は行っておりません。 初期の段階においてスポットライト総数+10%の予備電球を用意することとし、維持管理期間中においても電球の取替えを行った場合には、補充してください。
32	要求水準書	60	第4	7	(3)	イ	(7)			清掃業務	第1回質問回答では「施設の稼働率、主ホールの利用頻度について想定はない」、また、昨年質問回答では「1日2回公演について想定はしていない」との回答がありました。維持管理コストを見積る上で、稼働率・利用頻度は重要な要素となりますので、競争の公平性を保つためにも、何らかの目安をご提示いただけないでしょうか。	豊橋市内の類似施設（市民会館等）における稼働率、利用頻度を参考としてください。また、現在のところ、1日2回公演をどのくらい行うのかについては、想定がありません。 豊橋市文化振興財団のホームページをご参照ください。 <a href="http://www.bunzai.or.jp/">http://www.bunzai.or.jp/</a>
33	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ	(工)	a		個別業務の要求水準	市の既存同等施設のゴミ庫面積等の資料がありましたら提示ください。	現在は施設敷地内にダストボックスが設置されていますが、設置面積については不明です。
34	要求水準書	61	第4	7	(3)	エ				ゴミ処理業務	前回質問回答のNo66と67で、排出事業者に関する回答に質問回答間で相違がございましたが、回答No66に基づき、事業者並びに維持管理企業は排出事業者になりえないため、排出事業者は市であるという整理でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。前回質問No. 67の回答を「排出事業者は市または指定管理者です。」に修正します。
35	要求水準書	62	第4	9						警備業務	機械警備のセット及び解除は、事業者で操作説明の上、市または指定管理者の業務との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
36	要求水準書	62	第4	9						警備業務	自動火災報知設備の監視は、市または指定管理者の業務範囲で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
37	要求水準書	64	第4	11	(1)					修繕業務	各年度修繕計画で、計画された以外の修繕が発生した場合市との協議となっていますが、項目の入れ替えで対応することは可能と考えてもよろしいでしょうか。（例：年度内において他の修繕項目を流用する。次年度以降に計画されていれば前倒し施工する。）	個別具体的な事情により対応方法は異なるものと思われることから、実際には市と事業者とで協議して決定することになります。
38	要求水準書	65	第5	3						設備の操作等定期的な技術研修業務	「市または指定管理者に対して定期的に技術研修を行うこと。」とありますが、市または指定管理者が舞台設備の操作業務を行うこととなっておりますので、技術研修の主な内容は舞台設備の操作に関する研修との理解で宜しいでしょうか。 また、現在想定されている具体的な技術研修の内容がありましたら、ご教示ください。	対象となる技術研修については、舞台設備の他、整備した設備全てが含まれます。なお、技術研修については、適切な内容及び開催頻度を事業者により提案してください。前回質問No. 78の回答をご覧ください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)			
39	要求水準書	65	第5	4		ア				利用者利便のための業務	利便設備に必要な光熱水費は事業者負担のため、どの程度の費用負担となるか把握したいと考えたおります。市と電力会社の間で取り決められた従量単価と考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
40	要求水準書	69	第7	11						更新	音響反射板、舞台幕地類、所作台及び高所作業車は、更新の対象外となっていますが、修繕についても同様と考えてよろしいでしょうか。	修繕は業務対象とします。
41	別紙3									敷地現況図	敷地現況図等の別紙には「その正確性において市は何ら保証するものではない」と記載されております。残土の敷地内処分検討のため、正確な地面レベルに関するデータをご提供いただけないでしょうか。	詳細データはありません。必要であれば事前に調査測量することは可能です。
42	別紙3									敷地現況図	本敷地と隣接地線路との取合状況、詳細について、関連図面等がございましたらご提示ください。	関連図面等はありません。
43	別紙8									道路横断面図	道路断面図①、②にある歩道下の雨水貯留槽の平面大きさをご教示ください。	3.4m×48.6mです。
44	別紙13	13-6								諸室整理票 (主ホールエリア) A-4	施設の仕様欄に、「舞台床面6ヶ所程度に1,800mm×1,800mmの大きさの切穴を設けること」とありますが、切穴の配置について、想定されている演出上の使用方法を御指示ください。	・切穴を用い、奈落から役者が登退場する等、演出的な可能性を広げる。 ・平面的な舞台床に、高さ的な演出を与える。 ・奈落に舞台装置を設置し、舞台に対する演出効果の可能性を高める。 等が考えられます。ただし、これらの使用方法はあくまで一部ですので、より演出の可能性を高めるような提案を行ってください。
45	別紙13	13-11	A-10							中楽屋	「舞台と異なる階に設ける場合には、楽屋階と舞台階をつなぐ専用のエレベータを計画すること（エレベータはキャリングハンガー、ピアノ等の備品を運搬できる大きさを確保）」とありますが、楽屋にピアノを持ち込むケースはないのではないかと考えます。A-11「大楽屋」の「施設の仕様」欄の同様の記載では「ピアノ」に言及されていないことから、ピアノを運搬できるエレベータを用意する必要はないと理解してよろしいでしょうか。また、ピアノの運搬が必要な場合、ピアノは最大でアップライトピアノだと考えてよろしいでしょうか。	最低アップライトの運搬が行えるエレベータを整備してください。
46	別紙13	13-23	B-3							アールスペースホワイエ	「交流スクエア（共通エリア）とアールスペース客席をつなぐ位置に計画する」とありますが、交流スクエアからアールスペースホワイエまで直接アクセスできれば、交流スクエアとアールスペースホワイエが必ずしも同じフロアである必要はないと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、階が異なった場合でも、空間的な一体感を得ることのできるような工夫は期待します。
47	別紙13	13-40～42								諸室整理票 (管理エリア) D-2～6	施設の仕様欄にある、「～に隣接した場所に計画すること」とありますが、管理エリアに関しては、合理的な理由がある場合には、隣接しなくとも宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
48	別紙13	13-44	D-10							廊下・階段等	V I P（来賓）の動線については、運転手が車を駐車場に停める前に、V I Pは車から降りることを前提として、ご提案してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、諸室整理票「別紙13」の基準を満たすと共に、セキュリティを含め運営上の管理が行いやすい動線を確保することが前提となります。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
 要求水準書に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	内容	回答
			第1	1	(1)	ア	(7)	a	(a)			
49	別紙14	14-7								要求備品一覧【共用エリア・施設共用機能】	交流スクエア内に設置される「情報発信設備」は要求水準書P41にある「情報表示設備」と同一と考えてよろしいでしょうか。	同一ではありません。「情報発信設備」とは、情報表示設備への入力装置（パソコン等）とお考えください。なお、「情報発信設備」は交流スクエアのための備品ですが、運営管理事務室に設置することを想定しています。その理解で結構です。
50	別紙14	14-8	D-7							維持管理事務室	「事業者提案による（清掃員控え室、清掃用具置き場等に、必要な事務什器を整備すること）」とありますが、当該事務什器は、市が所有権を持つ備品としてではなく、維持管理業務の経費として考えてもよろしいでしょうか。	

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
様式集に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所			項目名	内容	回答	
			様式番号	様式名	大項目				中項目
1	様式集	1					第1回質問回答No.1において「様式以外の書類は審査いたしません」とありますが、他の様式を参照することについては、参照先の記載も審査対象としていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	原則として、指定する様式以外の様式に記載されている事項は、審査いたしません、参照先の様式に記載されている内容と合わせるにより当該指定様式への記載事項の有効性が認められると判断される場合はありえます。	
2	様式集	2	様式5-1a	全体配置図			二次整備施設	全体配置図は、2パターンを作成するとありますが、本事業で整備する施設の全体配置図上に、二次整備施設の外形線等で表現することで1パターンの提出でもよろしいでしょうか？	原案どおりとします。
3	様式集	4	1	(9)			その他	「文書」のうち一部のものをPDFファイル（文書中のテキストが抽出できる形式）で提出しても構わないでしょうか。	原則として、文書はWordファイルとしますが、図等を入れ込む関係でファイルサイズが大きくなる、図等が印刷時に壊れるなどの理由がある場合は、そのページをPDFファイル（テキストが抽出できる形式）とすることも認めます。
4	様式集	18	様式5-2	建築概要			建築面積他	第1回質疑回答No.49より、ペDESTリアンデッキの今回工事部分は、建築面積及び延床面積に含む、と理解して宜しいですか。	含みません。なお、ペDESTリアンデッキの追加工事部分の面積については、様式5-3の「その他仕上げ」に記載してください。
5	様式集	43	様式7-6a	事業計画に関する提案書(6)			地域経済への配慮	第1回質問回答No.66において、「地元」を定義していただいておりますが、「地域」は「地元」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。	「地元」の定義は、前回の回答の通りですが、「地域経済への配慮」とは地元資材（東三河地域）、地元事業者（豊橋市内）の活用を指します。
6	様式集		様式7-7a	設計・建設費内訳表				平成25年2月～施設引渡時のSPC運営費を設計建設費用（様式7-7a Ⅲ.）と維持管理運営補助費用（様式7-7d）に按分することは、期間あたりの設計建設出来高が把握できない理由から難しいと考えられます。算定根拠に明記することにより当該期間のSPC運営を当該様式（様式7-7a Ⅲ.）に全額計上してよろしいでしょうか。	そのように計上しても結構です。
7	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書				SPC労務費とありますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。	主に人件費を想定しています。
8	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書			消費税及び地方消費税	平成21年11月6日の質疑回答No.76で非課税の費用については1.05で除した金額を記載とありますが、そうすると実際金額よりも低い金額を記載することになり、他の提案様式や入札価格と不整合を起す可能性があります。ご再考いただけますでしょうか。	平成21年11月6日の質問No.76の回答を、以下のとおり修正します。 「消費税及び地方消費税の欄には、各費目の合計額に対して、一律に消費税率を乗じた金額を記載してください。」
9	様式集		様式7-7d	サービス購入費B-1提案書				第1回質問回答No.75において、「閉館準備期間中の施設の維持管理に要する費用は、「①平成25年2～6月分」の維持管理業務の該当費目に計上すればよい」とのご指示がありました。引渡し前の施設管理に関する責任の所在を明確にするため、費用はサービス購入費B-1として計上するものの、契約関係は、建設企業から維持管理企業に対して当該期間の施設の維持管理を委託する形としても構わないでしょうか。この場合、建設企業は維持管理企業としての登録をしていなくても構わないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
10	様式集		様式7-7f	長期収支計画表	脚注		利用者利便施設	「利用者利便のための業務にかかる収益及び費用を見込むこと。」とありますが、外部委託等によりSPCに収益もしくは費用が発生しない場合には、その限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。



豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
様式集に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			様式番号	様式名	大項目	中項目			
11	様式集		様式7-7 f	長期収支計画表				1 損益計算書のサービス購入費収入のうちサービス購入料B-1は業務実施時期に対応させ、平成24年度に2ヶ月分の対価を計上すると考えてよろしいでしょうか。	サービス購入費B-1の初回分の支払は、平成25年度に計上してください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
事業契約書(案)に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
1	事業契約約款	6	2	5	2		事業場所	前回質問回答(No8)で事業場所の管理開始日が整備期間の初日である旨の回答がございましたが、整備期間の初日とは本契約の成立日と定義されており、工事着手期間まで相当の期間がございます。現実的に事業場所の管理を、工事着手までの期間も含めおこなうことは困難であるため、「着工日又は協議し定めた日」にご変更いただくことを再度ご検討いただけませんかでしょうか。	原案どおりとします。
2	事業契約約款	6	2	5	5		事業場所	第1回質問回答No. 11について、「事業者の責に帰すべき事由に因る損害、損失又は費用については、事業者の負担とします」とあります。「事業者の責に帰すべき事由」とは、事業者が履行した土地に関する調査の不備及び誤謬等(事業契約書第21条3項にもある通り)によって、地盤沈下その他本件工事の履行に支障を生じる事態が発生した場合と理解すればよろしいでしょうか。	第5条第5項は、本件事業用地について本契約締結前の事由に起因して地盤沈下等が生じその結果損害等が生じた場合の規定であり、その場合でも事業者が適切な措置を講じなかった等により損害等が拡大した場合、それに起因する損害等は事業者が負担するという趣旨です。
3	事業契約約款	7	2	8	2		許認可及び届出等	民間事業においては事業期間の短縮を目的として、指定審査機関による建築確認申請が行われることがあります。本事業においても、必要に応じて、指定審査機関による建築確認申請を行うことは可能だと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No. 7の回答をご覧ください。
4	事業契約約款	11	3	14	6		設計の変更	第1回質問回答No. 22において、地震天災による「本事業用地の一部が沈下」を不可抗力による設計変更の一例とされていますが、被害の程度によっては、設計のやり直しになる可能性もあります。このような土地の形質の変化は単なる不可抗力ではなく、土地に新たな瑕疵が生じたと判断するのが合理的と思料されます。従って、地震天災による土地形質変化に起因する設計変更費用については全額を市の負担とする旨、ご検討をお願い致します。	原案どおりとします。
5	事業契約約款	16	4	40			本施設の引渡し	前回質問回答(No47)で、本施設の引渡しを開館準備開始前におこなうことは不可能な旨の回答がございましたが、建設工事終了後の開館準備の間、本施設の所有権がSPCに属する場合、リスク管理上、SPCは火災保険等の付保が必要となります。これに伴い事業費が増加するなどのデメリットもございますので、開館準備前に市へ引き渡しをおこなう規定にご変更いただくことを再度ご検討いただけませんかでしょうか。	原案どおりとします。
6	事業契約約款	23	5	48			維持管理業務の遂行体制	第1項にて、維持管理等業務従事職員名簿の作成と市への提出が求められておりますが、清掃業務等においてはパートなどの職員が多いため、事務手続きが煩雑となるのが想定されます。名簿提出(第1項)及び異動届出(第2項)は、総括責任者及び業務責任者のみとして頂けないでしょうか。	原案どおりとします。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
事業契約書(案)に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
7	事業契約約款	23	5	48			維持管理業務の遂行体制	従事職員の雇用責任は事業者側にあるため、第3項は削除して頂くかまたは、「事業者はこれに従うものとする」を削除して頂きたいをお願いします。	原案どおりとします。
8	事業契約約款	27	7	57			サービス購入費の支払い	「設計業務及び建設業務に係る対価」とは「設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価」と理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。第57条、第66条第1項第(1)号ないし第(3)号、別紙6の「建設業務」を、「建設・工事監理業務」に修正します。
9	事業契約約款	31	8	66	1 2 3		引渡日前の解除の効力	「設計業務及び建設業務に係る対価」とは「設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価」と理解してよろしいでしょうか。	質問No. 8の回答をご覧ください。
10	別紙6	44	1				サービス購入費の内訳	様式集に関する質問回答NO. 72に従い、表内の「SPC利益」は「SPC運営費」と読み替えると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	別紙6	44	1				サービス購入費の内訳	「設計業務及び建設業務に係る対価」とは「設計業務及び建設・工事監理業務に係る対価」と理解してよろしいでしょうか。また、サービス購入費A-1、A-2の各②「建設業務に係る費用」とは「建設・工事監理業務に係る費用」と理解してよろしいでしょうか。	質問No. 8の回答をご覧ください。
12	別紙6	49	4	1	③		サービス購入費A-1及びA-2の改定	第1回質問回答No. 112の変動工事代金の物価指数等について、「協議により決定」とされておりますが、事業者が公表されている物価指数等を用いて変動工事代金を算定する場合、指数自体の数値を協議するのではなく、本工事への影響度合いを協議するものと理解してよろしいでしょうか。また、公表されている物価指数等であれば、採用を否定されることはないと考えてよろしいでしょうか。	第1回質問回答No. 112の「協議により決定」とは、採用する物価指数を協議して決定する趣旨です。なお、別紙6 4③に記載している「物価指数等に基づき市及び事業者が協議して定める」については、当該物価指数等の本工事への影響度合いや変動後工事代金額の算定方法について協議することを想定しています。
13	別紙6	50	4	2	⑤		サービス購入費B-1及びB-2の改定	サービス購入料B-1及びB-2はそれぞれ「①維持管理等業務（修繕業務）に係る費用」、「②SPC利益のうち、当該業務に係る部分」、「③上記①②に対する消費税及び地方消費税」にて構成されておりますが、物価変動に伴うサービス購入料の改定については、「①」のみが計算対象となるのでしょうか。若しくは①+②が計算対象となるのでしょうか（③は①若しくは②が改定されれば必然的に改定となる）。ご教示願います。	「①+②」が計算対象となります。なお、「SPC利益」は「SPC運営費」に修正します。
14	別紙6	51	4	2	⑥		業務内容及び業務範囲の変更に伴う改定	「維持管理等業務の内容又は範囲の変更」とありますが、変更の帰責事由は市、事業者、それ以外（不可抗力）によるものが想定されるのではないのでしょうか。「市は事業者に対して・・・支払金額の見直しを求めることができるものとする。」とありますが、同様に事業者も市に対して支払金額の見直しを求めることができるようにしていただけませんか。	ご質問の趣旨を踏まえて、「市は事業者に対して」を「市又は事業者は、相手方に対して」に修正します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業  
事業契約書(案)に関する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
15	別紙7	55	4	2			本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置	<p>前回質問回答(No120)「その他について具体的に想定している事象はない」ということですので、「その他」の記載については削除いただけませんか。 また、サービス購入費の減額等の措置の事象の記載であるため、具体的な記載をお願いします。</p> <p>「その他」を「その他事業者の責により、芸術文化交流施設の一部が利用できなくなった場合。」と修正します。</p>	